

日本の新聞社の株主に関する実証的分析 (1)

野原 仁

(2008 年 10 月 27 日受理)

A Positive Analysis on Stockholders of Japanese Newspaper Companies, Vol.1

Hitoshi NOHARA

はじめに

本稿は、マスメディアにおける市民参加の現状と問題点を、実証的に明らかにすることを目的とする論考の一部である。これまでの論考では、日本のテレビ局と新聞社の所有と経営（および組織運営）において、オーディエンスであり、知る権利の主体である市民の参加の現状を、実証的なデータをもとに明らかにするとともに、その問題点を指摘した。その上で本稿では、残された最後の課題として、日本の新聞社の所有・経営に関する一般的な特徴を明らかにした上で、(社)日本新聞協会に加盟する 140 社（2008 年 8 月 1 日現在）のうち、放送局・通信社・スポーツ紙・外字紙・専門（＝業界）紙を除く、いわゆる日刊新聞紙の発行社（複数本社制をとっている場合には一つとみなす¹⁾ 79 社²⁾について、株主の構成（＝株式保有主体の状況と大株主）を明らかにしたいと思う³⁾。具体的には、有価証券報告書（以下、報告書と略）と『日本新聞年鑑‘07-’08』（以下、『年鑑』と略）のデータならびにその他の資料をもとに検証することで、市民が所有・経営において参加しているのか否かを明らかにすると同時に、「誰が新聞社を内部的に支配しているのか」という点を示すことを

¹ 読売新聞は持株会社制をとっており、持株会社である読売新聞グループ本社の傘下に、読売新聞東京本社・同大阪本社・同西部本社・中央公論新社・読売巨人軍の 5 社が、それぞれ別の株式会社として属する形態をとっているが、本稿では持株会社を対象とする。また、夕刊フジは独自名義で新聞協会に加盟しているものの、発行主体は産経新聞のため、対象外とした。

² 夕刊紙である名古屋タイムズは、2008 年 10 月 31 日で休刊したため対象外とした。

³ 社団法人である徳島新聞社に関しては出資者の構成。

目的とする。なお、株主の構成を最も的確に把握できるのは報告書であるが、今回用いた金融庁のデータベース（「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」⁴）では、朝日・毎日・産経・日経・西日本・茨城・神戸の7社しか掲載されていないため、残りの社に関しては、不明な点が非常に多いことを予め断っておきたい。

ところで、新聞社のみならず、マスメディア事業者（以下、マスメディアと略）の所有と経営に関する分析は、資本主義社会におけるマスメディア（およびそれが提供する情報の質と量）のあり方を考える上で、極めて重要であることは、マスメディアが営利法人であれば、その経営の最終的な判断主体が株主であり、また日常的な事業者の経営・運営の執行責任者が取締役であることから、明らかであろう。すなわち、マスメディアの経営だけでなく、それが提供する情報の内容のあり方に関しては、最終的には株主ならびにその信託を受けた取締役が決定する⁵のであり、「誰がメディアを支配（＝所有・経営）しているのか」という問題は、「どのような情報が社会のなかで流通し、それをオーディエンスが受容するのか」という点に直結するからである。

このように、マスメディアの所有・経営面に特に着目したものなかで、「正統マルクス主義にもっとも忠実な立場を堅持し、経済決定論の観点からマス・メディアの構造と機能を把握し、分析する」[岡田 1992:61] 研究は、批判的政治経済学（critical political economy）と一般的に言われるものである。批判的政治経済学は、「マス・メディア組織における資本主義的所有と統制がメディア内容を規定し、メディア・メッセージの生産様式を決定」[同書]するとともに、「資本主義的マス・メディアは独占資本の要求と利害に奉仕し、支配階級のイデオロギー的優位性を確立し、維持するすぐれて体制擁護的な役割を遂行する」[同書]という基本的な視座に立って、「（引用者注；マスメディアが提供する情報の）生産における経済的なあり方が、ある特定の文化のかたちを優先的に促すことによって、人々に伝えられる言説がどのように構造化されていくのか」[Murdock, Golding 2005:75] という点に焦点をあてて論じるのである。

本稿の分析にあたっては、このような批判的政治経済学に全面的に賛同するわけではない⁶ものの、基本的には同様の問題意識と視座に立っていることをまずは述べてお

⁴ <http://info.edinet-fsa.go.jp/>

⁵ これは、あくまで現行の法解釈に基づくものであり、「望ましい」ものであるかどうかは別の問題であることは言うまでもない。この点に関しては、後述する「編集権」や「マスメディアの内部的自由」の問題とも深く関わるが、ここでは指摘するにとどめる。

⁶ 特に、マスメディアが提供する（言説だけでなくイメージも含む）情報が、すべて下部構造（＝経済）によって決定される、という点に関しては、同意することはできないと考える。すなわち、上部構造（＝文化など）のあり方も情報内容、さらには下部構造をも規定する一因であるという立場をとる。なお、特に上部構造の問題に特に焦点を当てた研究を含むものに、カルチュラル・スタディーズ（cultural studies）があるが、批判的政治経済学とカルチュラル・スタディーズとの関係については、[岡田 1992] [Murdock,

く。

1 日本の新聞社の所有と経営に関する一般的特徴

(1) 法律およびそれに基づく定款による株式等の譲渡制限

株式会社である日本の新聞社のすべては非上場企業であり、証券市場を通じて株を購入することは不可能である。また、たとえ証券市場を経ることなく、直接的・間接的に既存の株主から株を購入もしくは譲渡されることに関しても法律によって制限されている。すなわち、「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律【昭和26・6・8法律212号】(以下、新聞紙法と略)」は、その第1条において「一定の題号を用いた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、定款をもって、株式の譲渡人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができる。この場合には、株主が株式会社の事業に関係のない者であることとなつたときは、その株式をその株式会社の事業に関係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることができる」とし、第5条において有限会社に関しても同規定を準用することを定めており、この規定に基づいて、多くの新聞社は定款で譲渡制限を明記していると推測されるのである⁷。

この新聞紙法の制定の目的について、同法が提出された第10回国会の衆議院法務委員会で、同委員会内の「新聞事業における株式譲渡制限等に関する特例法案起草小委員会」委員長の押谷富三委員長は、商法改正によって定款で株式及び持分の譲渡制限が禁止されたことを受けて、「日刊新聞の高度の公共性にかんがみまして、これらの報道の性格と、そしてそれぞれの新聞紙の持味ともいふべきいわゆるその特質を確保せんといたしますならば、資本から来る、外部から来る圧迫は、できる限りこれを防

Golding 2005] [バラン・デイビス 2007]などを参照のこと。

⁷ 本来であればすべての新聞社の定款を調べるべきであるが、先述したとおり報告書を提出している会社が少ないため、とりあえず推測に止めておく。なお、根拠が示されていないため確実性については疑問の余地があるが、『週刊ダイヤモンド』2007年9月22日号の「特集 新聞没落」によれば、「日本新聞協会に加盟する九割以上の新聞社が、定めている」(p.41)という。ちなみに、全国紙のうち、報告書を提出していない読売を除く各社の定款を見ると、朝日(「第9条(株式譲渡等の制限) 本会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、本会社の事業に関係のある者で、代表取締役の承認した者に限りこれを所有することができる。2 本会社の株式を譲渡、質入又は信託しようとするときは、代表取締役の承認を得なければならない。」)・日経(「第9条(株式の譲渡制限) 本会社の発行するすべての株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するとともに、株式の譲受人は本会社の事業に関係のある者に限る。第10条(事業関係者への株式譲渡) 本会社の株主が本会社の事業に関係のない者となつたときは、遅滞なく本会社の事業に関係ある者にその株式を譲渡しなければならない。」)は新聞紙法に基づいた譲渡制限を定めているのに対して、毎日(「第10条(株式の譲渡制限に関する規定) 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。」)・産経(「(株式の譲渡制限) 第8条 当会社の株式は取締役会の承認をえないうで譲渡することができない。」)は、譲渡の対象を特に事業関係者に限定していないことから、会社法107条ほかの規定に基づいた譲渡制限となつていると考えられる。

がなければならぬ」⁸と述べている。すなわち、「新聞社が外部の資本によって容易に買収されることを防ぎ、新聞社の資本面の独立を保証することで、言論の独立を担保する [山田 2004:76,78]」ために、商法上の特例として制定されたのである。

こうした同法制定の目的および同法そのものの存在や規定内容の妥当性の検討は本稿の目的ではないので、ここでは触れない⁹が、本稿との関連で言えば、同法およびそれに基づく各新聞社の定款によって、新聞社の株式を保有できるのは「事業に関係のある者」に限定され、オーディエンスである市民が保有主体としては実質的に排除されている点が重要である¹⁰。

したがって、具体的な検証は後述するが、この新聞紙法ならびに各新聞社の定款によって、新聞社の所有主体たる株主は、(あ) 創業者およびそれに準ずる¹¹人物ならびにその親族で、いわゆる「社主¹² (家)」と称される個人・家族、(い) 新聞社の現職・元職の役員・従業員およびそれらが構成員となっている組織 (持株会など)、(う) (あ) および (い) が構成もしくは支配・統制する関連団体 (子会社など)、(え) その他「事業に関係のある者」とみなされる個人・組織、に限定されると推測される。

(2) 編集権の経営者への一元的帰属

編集権とは、新聞社・テレビ局などのマスメディアにおいて、「どのような情報を、どのように組み合わせ、どのような方法で、いつ、どこで、どれくらい伝え、あるいは伝えないのかを、自律的に決める権利」と定義づけることができる。したがって、メディアが、なんらかの情報を大衆に伝達することを目的とするかぎり、その決定主体が誰であるのかはともかく (実はこの点が最大の問題なのであるが)、編集権は普遍的に存在するといえよう。

しかし、新聞社を含む日本のマスメディアにおいては、この編集権が特殊でイデオ

⁸ 国会議事録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) を参照のこと。

⁹ この点に関する先行研究は、筆者の調べた限りでは存在しないが、ジャーナリズムの自律性の担保との関連性という観点からも、またテレビ局や出版社を含む報道機関の中でもなぜ新聞社だけに特例が認められているのかという観点からも、非常に興味深いテーマであり、今後の検討課題としたい。なお、新聞紙法の制定過程に関しては、[内川 1961] [木野 1995] を参照のこと。

¹⁰ 「事業に関係のある者」の具体的な範囲についての法解釈については本稿の中でも後述するように先行研究や判例は存在しないが、一般的には、単なる読者としての市民は含まれないと考えざるを得ないであろう。

¹¹ たとえば読売新聞社の社主であった正力松太郎など、創業者ではないものの、実質的に現在の事業体を譲渡された個人などを指す。

¹² 「社主」は、各種国語辞典では「会社、結社の持ち主・代表者」と定義されるが、法的には何の規定も存在しない。しかし、たとえば朝日がその定款で「第六章 社主 第三十四条 (社主の数) 本会社に社主二名を置く。 第三十五条 (社主の地位) 本会社は村山龍平、上野理一創業の榮譽並に創業者と本会社との関係を保持するため村山長孝、上野精一を社主と定め、爾後その相続人よりそれぞれ一名その地位を継承する」と定めるなど、「社主」という名称を公に用いている新聞社は、定款などで社主の地位を明確にしているものと推測される。

ロギー的色彩を帯びた「編集権」と変質した形で、その所有・経営主体によって提唱されているのが現状である。

この「編集権」概念の成立およびその後の経緯やそのイデオロギー性については、これまで数々の優れた先行研究があるので¹³詳細は省略するが、GHQの意向をもとに、1948年3月16日に日本新聞協会が表明した「新聞編集権の確保に関する声明」において述べられたもの¹⁴が、この「編集権」であり、その最も重要なポイントは、編集権の主体を「経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる」として、新聞社「外部」の主体はもちろんのこと、「内部」の主体である従業員も排除している点である。

「経営と編集の分離」をめぐる問題は、日本を含む多くの国において、さまざまな論点から現在でも議論が続いているが、本稿の主旨に関連して言えば、日本の新聞社においては編集のあり方を含む経営および組織運営に関するすべての日常的な決定に関する権限が、所有主体である株主に信託された取締役集中しており、先述したように、オーディエンスである市民が、経営および決定の過程に参加する機会とその可能性は、ほとんど存在しないのである。

2 日本の新聞社の所有主体

日本の日刊新聞社の一般的な分類に従い、以下では(1)全国紙、(2)ブロック紙、

¹³ [佐藤毅 1971] [新井 1973] [佐藤英善 1974] [広瀬 1986] [渡辺 2001]などを参照のこと。

¹⁴ その内容は次の通りである。

「新聞の自由は憲法により保障された権利であり、法律により禁じられている場合を除き一切の問題に関し公正な評論、事実に即する報道を行う自由である。

この自由はあらゆる自由権の基礎であり民主社会の維持発展に欠くことが出来ぬものである。またこの自由が確保されて初めて責任ある新聞が出来るものであるから、これを確立維持することは新聞人に課せられた重大な責任である。編集権はこうした責任を遂行する必要上何人によっても認められるべき特殊な権能である。

一 編集権の内容

編集権とは新聞の編集方針を決定施行し報道の真実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である。編集方針とは基本的な編集綱領の外に随時発生するニュースの取扱いに関する個別的具体的方針を含む。報道の真実、評論の公正、公表方法の適正の基準は日本新聞協会の定めた新聞倫理綱領による。

二 編集権の行使者

編集内容に対する最終的責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから編集権を行使するものは経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる。新聞企業が法人組織の場合には取締役会、理事会などが経営管理者として編集権行使の主体となる。

三 編集権の確保

新聞の経営、編集管理者は常時編集権確保に必要な手段を講ずると共に個人たると、団体たると、外部たると、内部たるとを問わずあらゆるものに対し編集権を守る義務がある。外部からの侵害に対してはあくまでこれを拒否する。また内部においても故意に報道、評論の真実公正および公表方法の適正を害しあるいは定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものとしてこれを排除する。編集内容を理由として印刷、配布を妨害する行為は編集権の侵害である。」

(3) 県紙、(4) 地域紙、に区分¹⁵した上で、各社の株主構成およびそのプロフィールについて検証する。ただし、先述したように、報告書は7社分しか開示されておらず、また『年鑑』には株主構成そのものを記載していない社も多いため、不明な点が多い。こうした、新聞社の情報開示の消極性に関しては、ジャーナリズムの倫理や、各社が情報公開の重要性を紙面で論じていることとの矛盾などの点から、大きな問題であると考えるが、この点に関しては本稿の論旨からは外れるので、ここでは指摘にとどめたい。

(1) 全国紙 (朝日・毎日・読売・産経・日経)

① 朝日新聞社

報告書に記載された株主については後述するが、『年鑑』には資本構成として「払込資本金6億5000万 発行済み株式数320万株 発行する株式の総数320万」としか記述されておらず、具体的な株主名およびその構成は明らかにされていない。

ところで、同社は2008年6月6日にテレビ朝日と連名で「朝日新聞社、テレビ朝日による新しい提携の枠組み合意について」という報道発表¹⁶を行い、その中で株主構成に関する大幅な変更を行ったことを明らかにした。具体的には、「2. 提携の基盤として株式を相互保有」において、「事業提携を具体化するため、朝日新聞社がテレビ朝日株式の35.92% (朝日新聞社の子会社である衛星チャンネル保有分を含む) を保有している状態を改め、両社で株式を持ち合う体制にすることも本日合意し、協定書を取り交わしました。具体的には、朝日新聞社社主の村山美知子氏が所有している朝日新聞社株式のうち11.88%に相当する38万株を、テレビ朝日が譲り受ける一方、朝日新聞社は、テレビ朝日が来年以降の朝日新聞社株主総会で議決権を行使できるよう、保有テレビ朝日株式の比率を25%未満に下げることが協定書において約定しました (後略)」と述べるとともに、「3. 朝日新聞社社主、村山美知子氏の保有株式について」で「今回、朝日新聞社社主の村山美知子氏が所有する朝日新聞社株式の一部がテレビ朝日に譲渡されましたが、それとは別に村山社主は、朝日新聞社創業家である村山家ゆかりの財団法人香雪 (こうせつ) 美術館の公益事業に対し、31万9000株の朝日新聞社株式を寄付されました。さらに朝日新聞社は、村山社主の要請に基づき、保有するテレビ朝日株式5万300株を本日、譲渡しましたが、村山社主はこの株式についても、本日、同美術館に寄付 (後略)」したことも明らかにした。

¹⁵ 県紙を、①発行エリアがほぼ道府県全域であること、②発行部数が10万部以上、の二つの条件を満たすものとし、それ以外を地域紙とした。

¹⁶ <http://www.asahi.com/shimbun/release/20080606.pdf>

すなわち、この合意によって、社主の一人であり、筆頭株主でもある村山美知子が、自らの同社持ち株を、テレビ朝日に譲渡ならびに香雪美術館に寄付することで、同社の株主構成は大幅に変更されたのである。その結果、同社の株主保有主体の内訳ならびに大株主の構成は下記のようなようになったのである。

【表1-1：朝日新聞社の株主保有主体】

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	2,773	2,775
所有株式数(株)	—	—	—	700,000	—	—	2,500,000	3,200,000
所有株式の割合(%)	—	—	—	21.88	—	—	78.12	100

【表1-2：朝日新聞社の大株主】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
村山美知子	467,641	14.61
上野尚一	410,255	12.82
朝日新聞社従業員持株会	408,424	12.76
株式会社テレビ朝日	380,000	11.88
財団法人香雪美術館	320,000	10.00
村山恭平	159,990	5.00
村山富美子	114,295	3.57
上野克二	107,000	3.34
上野信三	107,000	3.34
朝日新聞社役員持株会	47,202	1.48
小谷勝彦	35,000	1.11
塩谷律子	32,000	1.03

※ いずれのデータも2008年8月17日現在で、「有価証券報告書第155期（2008. 6. 24提出）」および「同臨時報告書（2008. 8. 18提出）」をもとに筆者が作成。

同社の株主保有主体の特徴は、まず第1に上記の大株主12名・組織の全体に占める保有割合が80.49%に達し、全国紙の中では読売に次いで大株主の占有率が高いことである。そして第2に、先述したように、株式の譲渡・寄付によって初めて法人が保有主体となったものの、圧倒的に個人株主が多いことが挙げられる。

大株主の個々のプロフィールを見ると、まず自己の持ち株をテレビ朝日と香雪美術館に譲渡・寄付したものの、依然として筆頭株主である村山美知子は、創業者・社主である村山龍平の孫かつ社主兼元社長であった村山長挙の長女で、現在の社主である。上野尚一は、村山龍平とともに創業者・社主であった上野理一の曾孫で、村山美知子と並んで現在の社主を務めている。朝日新聞社従業員持株会・朝日新聞社役員持株会については特に説明は不用であろう。テレビ朝日は、もともと朝日が中心となって設

立した放送局であり、従来から同社の筆頭株主である。香雪美術館は、村山龍平・長挙の蒐集品を展示するために設置された私設博物館（財団法人）で、初代理事長が長挙で現理事長が美知子¹⁷と、実質的に村山家によって支配されている。次に、村山恭平と富美子は親子であり、富美子は美知子の妹にあたる。また、上野克二と信三は尚一の弟たちである。なお、小西勝彦と塩谷律子については、そのプロフィールは不明であるが、新聞紙法の規定からして、かつての同社の取締役の親族であると推定される。

また同社の株主は、先述したように個人が圧倒的多数を占めるが、そのプロフィールに関しては、これも新聞紙法の規定から考えると、同社の退職者であると推定される。

以上のことから、同社の大株主は、(あ) 社主・村山家の一族とその支配下にある香雪美術館（判明分で33.18%；以下同）¹⁸、(い) 社主・上野家の一族（19.50%）、(う) 現職・元職の役員・従業員が構成する組織（16.38%）、(え) 関連団体（11.88%）、に大別されると言えよう。なお、報告書によれば、同社の現役員各個人の持株総数は、14600株（保有割合0.46%）である。

② 毎日新聞社

報告書によれば、同社の払込資本金は41億5000万円・発行済み株式数830万株・発行可能株式総数は320万株で、同社の株主保有主体の内訳ならびに大株主の構成は下記の通りである。

【表2-1：毎日新聞社の株主保有主体】

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	21	3	105	—	—	162	291	—
所有株式数(株)	—	1,570,000	121,000	4,445,700	—	—	2,162,600	8,299,300	700
所有株式の割合(%)	—	18.92	1.46	53.56	—	—	26.06	100	—

【表2-2：毎日新聞社の大株主】

¹⁷ 総務省の公益法人データベース (<http://www.koeki-data.soumu.go.jp/>) による。

¹⁸ ただし、村山家は「一心同体」とは言えず、いわゆる「朝日紛争」を契機に、姉・美知子と妹・富美子は、「対立」関係にあると推測される。この点については、[村山 1996] を参照のこと。

株主名	持株数(株)	発行済株式総数 に対する割合(%)
毎日新聞社従業員持株会	1,086,200	13.09
下野新聞社	300,000	3.61
三菱東京UFJ銀行	290,000	3.49
毎日新聞東京懇話会持株会	275,200	3.32
王子製紙	260,000	3.13
毎日放送	240,000	2.89
日本製紙	226,000	2.72
日本BS放送	207,500	2.50
毎日広告社	198,895	2.40
みずほコーポレート銀行	180,000	2.17

※ ただし、下野新聞社と毎日広告社は、商法第241条第3項の規定により議決権を有しない株主である。

※ 2008年3月31日現在。「有価証券報告書第31期(2008.6.26提出)」をもとに筆者が作成。

同社の保有主体の特徴は、第1に筆頭株主である従業員持株会でさえその保有割合は13.09%に過ぎず、またその他の大株主もすべて4%以下であることからわかるように、いわゆる「安定株主」が存在していないことである。第2に、その反面で株主数が291と相対的に少数であるものの、金融機関やその他の法人の保有割合が74.94%を占める点である¹⁹。

ところで、本稿の論旨とはやや逸れるが、先述したように新聞紙法はその第1条で「株式の譲渡人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができる」と定めているが、政府及び地方公共団体および金融機関などの営利法人は「事業に関係のある者」に含まれるのであろうか。注7でも少し触れたように、この点に関する法解釈面の先行研究を探したが見当たらず、また判例も存在しない²⁰ため、専門外の筆者としては推測するしかないが、事業の遂行を行う上で協力関係にある新聞社や放送局、事業の継続などのために否応なしに関係を持たざるを得ない金融機関や製紙会社などは、該当する可能性が高いと思われる。その一方で、政府及び地方公共団体に関しては、後述するように、それらが保有主体となっている新聞社が現実には存在するものの、とても該当するとは筆者には考えられない。また、法解釈はともかく、ジャーナリズムの重要な役割の一つであるウォッチドッグ機能の点を考えれば、「監視」の主な対象である政府及び地方公共団体が新聞社の株式保有主体となることは許されないであろう。

¹⁹ その理由として、1977年に経営悪化のため新旧分離による再建を行った際に、グループ企業とともに金融機関など外部の大企業からの多額の出資を受け入れたことが挙げられよう。

²⁰ この「事業に関係のある者」に該当するか否かをめぐって、友人で日本経済新聞社のOBから同社の株式を購入したところ、同社が売買無効の通告を行ったことに対して、作家の高杉良氏が同社を相手取って、自らが株主であることの確認を求める訴訟を、2006年8月14日に東京地裁に起こし、現在係争中である。

う。

大株主のプロフィールに関しては、従業員持株会のほかは、毎日新聞東京懇話会持株会は東京地区の販売店組織の持株会で、毎日広告社は子会社である。毎日放送は、元は子会社であったが、1977年の経営危機の際に株式を売却したため、現在は「主従逆転」の関係にある。下野新聞社は、栃木県の県域紙で、同社が1941年に経営難に陥った際に、毎日の前身である東京日日新聞が資金提供をし、45年の宇都宮空襲で発行不能となった時にも毎日が同紙を委託発行するなど、戦前から関係が深い会社である。現在は同社が毎日の株式を保有する一方で、毎日は同紙の筆頭株主（保有率50%）となっており²¹、同社は毎日の連結子会社である。日本BS放送（ビックカメラの連結子会社）との関係の詳細は不明であるが、同放送のBS11ニュースは「毎日新聞の全面協力を得て」²²放送されていること²³から、毎日広告社・毎日放送・下野新聞社と併せて、関連団体に含めておくこととする。三菱東京UFJ銀行とみずほコーポレート銀行は、『年鑑』の主要取引銀行に記載されており、メインバンクである。王子製紙・日本製紙は帝国データバンク・企業情報データベース²⁴の同社データの仕入先に記載されており、主要取引先である。なお参考までに、やや古いデータになるが、[六角ほか 1999]には、このほかに毎日新聞販売店大阪持株会とTBSが記載されている。

以上のことから、同社の大株主は、(あ) 関連団体 (14.72%)、(い) 従業員組織 (13.09%)、(う) 主要取引先 (5.85%)、(え) 主要取引銀行 (5.66%)、の4つのグループに大別できよう。なお、報告書によれば、同社の現役員各個人の持株総数は、68000株（保有割合0.82%）である。

③ 読売新聞（グループ本）社

同社は、報告書を提出していない。また『年鑑』でも「払込資本金6億1320万円 発行済み株式数6万1320株 発行可能株式総数24万5280株」としか記載されていない。さらに四季報・帝国データバンク・東京商工リサーチなどにもデータが存在しないため、インターネットで検索したところ、(財)財務会計基準機構の会員社宛に日本テレビが2008年5月27日付で発表した「株式会社読売新聞グルー

²¹ 『「毎日」の3世紀 別巻』p.353

²² 同社HP (<http://www.bs11.jp/news/61/>) による。

²³ また、開局当時に日本BS放送本社があった（現在は移転）パレスサイドビル4階の同じフロアには毎日の東京本社編集局があり、同社のニューススタジオは、毎日の連結子会社である毎日映画社が設置・所有している。

²⁴ 国内最大級のデータベースであるG-Search (<http://db.g-search.or.jp/>) 経由による。

「本社の決算(個別)に関するお知らせ」という文書²⁵を見つけ、その中に同社の2008年3月31日現在の株主保有主体および大株主に関する記述が含まれていた。それによれば、同社の株主保有主体および大株主は下記の通りである。

【表3-1：読売新聞社の株主保有主体】

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	121	124
所有株式数(株)	—	—	—	19,555	—	—	41,713	61,268
所有株式の割合(%)	—	—	—	31.9	—	—	68.1	100

【表3-2：読売新聞社の大株主】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
読売新聞グループ本社役員持株会	18,251	29.76
(財)正力厚生会	12,855	20.96
正力亨	10,274	16.75
関根達雄	4,800	7.83
(学)読売理工学院	3,700	6.03
(社福)読売光と愛の事業団	3,000	4.89
小林梅子	2,604	4.25
小島あき	1,700	2.77
深見勝枝	913	1.49
池田勤	360	0.59
計	58,458	95.33

※ このほかに取締役相談役の氏家斉一郎が、130株(保有割合0.21%)を保有。

同社の保有主体の特徴は、第1に大株主上位10名・組織による保有割合が95.33%を占めており、全国紙の中で最も大株主による占有率が高いことである。第2に、筆頭株主の役員持株会と、詳しくは後述するが取締役が実質的に支配する正力厚生会・読売理工学院・読売光と愛の事業団の4組織による保有率が61.64%を占めており、資本と経営が一体化していることである。

大株主のプロフィールであるが、筆頭株主の役員持株会については、説明は不要であろう²⁶。2位の正力厚生会は、読売新聞東京本社内に本拠を置く厚生労働省所管の財

²⁵ <http://www.kabudragon.com/disclosure/9/4/0/4/2008/05/d.94040.200805271500.9798ce6a.pdf>

²⁶ 参考までに、2006年3月31日現在の株主では、役員持株会は見当たらず、代わりに、渡邊恒雄(肩書きはいずれも当時で、数字は保有率;代表取締役会長:5.10%)・水上健也(代表取締役議長:4.78%)・内山斉(代表取締役社長:3.26%)が記載されている(データは、本文中と同じく、(財)財務会計基準機構の会員社宛に日本テレビが発表した「株式会社読売新聞グループ本社の決算(個別)に関するお知らせ」に基づく)。

団法人で、同社の本社員の福利厚生施設であり²⁷、本社の役員あるいは局長、従業員、組合員から出ている理事によって運営されており²⁸、実質的に取締役会の支配下にあると推測される。また、5位の学校法人読売理工学院は、「読売新聞社の全面的な支援をうけて、1969年（昭和44年）11月20日に創設」²⁹され、現在の理事長は上村武志（東京本社論説副委員長）が務め³⁰、また6位の社会福祉法人読売光と愛の事業団は、同社と協力してさまざまな福祉活動を行っており³¹、現在の理事長は水上健也（代表取締役議長）が務めている³²。これらのことから、両組織も正力厚生会と同じく、実質的に取締役会の支配下にあると推測される。

個人株主のうち、3位の正力亨は前社主である松太郎の長男で現社主兼取締役、4位の関根達雄は東京本社元執行役員で現よみうりランド代表取締役社長、6位の小林梅子は松太郎の娘で前会長与三次の妻である。7位の小島あき・8位の深見勝枝は、いずれも詳細は不明であるが、それぞれ小島文夫元取締役編集主幹と深見和夫元取締役広告局長の親族と推測され³³、池田勤は元取締役販売局長である。したがって、個人株主はいずれも同社の元職・現職の取締役とその親族と思われる。

以上のことから、同社の大株主は、(あ) 関連団体（31.88%）³⁴、(い) 役員組織・個人（29.97%）、(う) 社主・正力家の一族（21.00%）、(え) 元役員とその親族（12.68%）、の4つのグループに大別できる。

④ 産業経済（産経）新聞社

報告書によれば、同社の払込資本金は31億7220万円・発行済み株式数634万4397株・発行可能株式総数は1600万株で、同社の株主保有主体の内訳ならびに大株主の構成は下記の通りである。

【表4-1：産業経済新聞社の株主保有主体】

²⁷ 『読売新聞百年史』p.451

²⁸ 同書 p.653。なお、総務省の公益法人データベース (<http://www.koeki-data.soumu.go.jp/>) によれば、2006年10月1日現在の代表者（理事長）は水上健也（代表取締役議長；肩書きは当時）である。

²⁹ 同学院HP (<http://www.yomiuri.edu/gakuin/index.html>) による。

³⁰ 同上

³¹ 同法人HP (<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/about/index.htm>) による。

³² 同上

³³ [佐野 1994:p.368] によれば、小島文夫は「正力が掃除をしると命令すれば、1日じゅうでも掃除している、とまでいわれ、その後長らくつとめた編集局長時代に、読売読者の40%が“社主”の魅力でとっていると公言した正力忠臣」であったという。

³⁴ 関根達雄の持株が、関根個人が保有するものなのか、よみうりランドの社長として（＝社長を退任した場合には後任に継承される）保有されるものなのか不明なため、とりあえずここでは元役員である関根個人として保有するものとして扱った。

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	21	5	197	—	—	1,385	1,608
所有株式数(株)	—	692,300	84,450	5,510,038	—	—	57,609	6,344,397
所有株式の割合(%)	—	10.91	1.33	86.85	—	—	0.91	100

【表4-1：産業経済新聞社の大株主】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数に対する割合
フジテレビジョン	2,537,000	39.99
サンケイビル	341,000	5.37
みずほコーポレート銀行	206,000	3.25
王子製紙	155,000	2.45
三菱東京UFJ銀行	146,000	2.30
東京急行電鉄	120,000	1.89
新日本製鐵	118,000	1.86
三井住友銀行	116,000	1.83
日本製紙	102,000	1.61
産業経済新聞社役員・局長持株会	96,000	1.52

※ 2008年3月31日現在。「有価証券報告書第73期(2008.6.26提出)」をもとに筆者が作成。

実は産経の場合、同社の株主のみを対象に分析しても、「真の支配者」の実像は明らかにならない。すなわち、放送局の保有主体となっている他の新聞社とは逆に、放送局であるフジテレビが筆頭株主かつフジサンケイグループ³⁵の中核企業で実質的な支配者だからである。したがって、本来であればフジテレビをはじめとするフジサンケイグループ全体の株式保有の状況を見なければならぬのである。しかし、それにはかなりの労力を割いた詳細な分析が必要なため、今後の課題として、とりあえず本稿では産経のみの分析を行うことで、グループ全体の状況の一端を明らかにするに止めたい。

同社の株式保有主体の特徴の第1は、毎日と並んで、金融機関をはじめ外部の法人株主が相対的に多いことである。第2は、「個人その他」の保有割合が0.91%と他の全国紙と比較して圧倒的に少ないことである(参考:朝日78.12%・毎日26.06%・読売68.1%・日経100%)。第3に、フジテレビが保有割合39.99%の安定株主となっている点である(したがって、同社はフジテレビの

³⁵ 同グループのHP (<http://www.fujisankei-g.co.jp/group/pdf/fcglist.pdf>) によれば、グループには75社・5法人・3美術館が含まれ、内部はさらにフジテレビグループ27社・ニッポン放送グループ4社・産経新聞グループ17社・サンケイビルグループ10社・リビング新聞社グループ10社・ポニーキャニオングループ5社・公益法人グループ1社・5法人・3美術館に区分されるという。なお、フジサンケイグループ全体の支配構造に関しては、[松沢 2005][中川 2005]などを参照のこと。

持分法適用会社である)。

大株主のプロフィールであるが、役員・局長持株会の説明は不要であろう。フジテレビは先述したようにフジサンケイグループの中核企業であるとともに実質的な支配者である。ちなみに同社の筆頭株主は、2005年のライブドアによる株買収騒動の以前はニッポン放送であったが、現在は東宝(保有割合7.75%)であり、また同社は東証一部に上場していることもあり、投資ファンドが大株主に名を連ねている(詳しくは同社の報告書を参照のこと)。サンケイビルもフジサンケイグループに属する会社で、産経の東京・大阪の各本社が入居している東京サンケイビルや大阪サンケイビルなどを所有しており、同社の筆頭株主はフジテレビ(保有割合29.84%)・2位の株主は産経(保有割合11.08%)である。みずほコーポレート銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行は、いずれも『年鑑』の主要取引銀行に記載されており、メインバンクである。また、王子製紙・日本製紙は主要取引先と推測される。

ここで問題となるのは、東京急行電鉄と新日本製鐵の両社である。新井直之によれば、1958年に、経営難から創業者の前田久吉が経営から退き、国策パルプ社長で経済同友会幹事でもあった水野成夫が社長に就任する際に、財界の中に作られた「マスコミ対策委員会」から15億円が贈られたという³⁶。両社が保有する株式が、この15億円によるものかどうかは不明であるものの、可能性は考えられよう。いずれにせよ、保有に至った経緯はともかく、新聞業とほぼ無縁の両社が「事業に関係するもの」に該当するとは筆者には思えないが、現実には大株主に名を連ねているのである。

筆者の見解の是非はさておき、以上のことから同社の大株主を区分すると、(あ) 関連団体(45.36%)、(い) 主要取引銀行(7.38%)、(う) 主要取引先(4.06%)、(え) その他の法人(3.75%)、(お) 役員・従業員組織(1.52%)、となる。なお、報告書によれば、同社の現役員各個人の持株総数は、56340株(保有割合0.89%)である。

⑤ 日本経済新聞社

報告書によれば、同社の払込資本金は25億円・発行済み株式数2500万株・発行可能株式総数は1億2000万株で、同社の株主保有主体の内訳ならびに大株主の構成は下記の通りである。

³⁶ [新井 1979:p.134]

【表5-1：日本経済新聞社の株主保有主体】

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	4,341	4,341
所有株式数(株)	—	—	—	—	—	—	25,000,000	25,000,000
所有株式の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100

【表5-2：日本経済新聞社の大株主】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
日本経済新聞共栄会	1,292,000	5.17
日本経済新聞福祉会	1,030,000	4.12
杉田亮毅	350,000	1.40
新井淳一	250,000	1.00
喜多恒雄	170,000	0.68
菊地宏	170,000	0.68
佐藤雅徳	170,000	0.68
斎藤史郎	170,000	0.68

※ 2008年3月31日現在。「有価証券報告書第136期（2008.3.31提出）」をもとに筆者が作成。

同社の株式保有主体の特徴は、第1に政府・地方自治体はもちろんのこと、金融機関やその他の法人の株主が存在しない点である。第2に、最大の株主である日本経済新聞共栄会（以下、共栄会と略）でも保有比率はわずか5.17%、判明している大株主8者を合計しても14.41%に過ぎず、安定株主が存在しないことである。株主数が4341と全国紙の中で最も多いことから明らかなように、同社の株式保有主体は相対的に分散して存在していると言えよう。ただし後述するように、形式的には分散はしていても、実態的には、同社の大株主兼取締役が、共栄会・福祉会並びにその他の株主である同社社員を支配下に置いていることから、大株主兼取締役に保有主体は集中していると推測される。

次に大株主のプロフィールであるが、まず筆頭株主である共栄会は、同社の社員株主制度を円滑に機能させるため、現役社員・役員等で構成する一種の「株式流通」組織である。このことは、同社の元社員2人が、社内の持株会が定めた譲渡のルールに従わない売買が認められるかどうかを同社との間で争った訴訟の東京高裁判決（2008年4月24日）に関して同社が発表した見解の中で、「日経は外部からの不当な介入を防ぎ、言論報道機関の中立性を守るため株主を役員、社員、一部OBの事業関係者に限定。株売買は1株100円で「日本経済新聞共栄会」を通じて行うルールを設

けてきた」という記述³⁷などからも明らかである。福社会に関しては詳細は不明であるが、共栄会と同じく、先の見解の記述からも、同社内の持株会と推測される。残りの個人株主は、いずれも同社の取締役である（杉田→代表取締役社長、新井→代表取締役副社長、喜多→代表取締役専務、菊池・佐藤・斎藤→専務取締役）。ところで先に同社の株主は、実質的には大株主兼取締役に集中していると記したが、その理由は、第1に、共栄会はその会則の第7条で「理事および会計監事は、日本経済新聞社の取締役会において選任し、理事長および常務理事は理事の互選による」と定めていることから明らかなように、実質的に同社取締役会の支配下にあること³⁸、第2に、先述したように同社のその他の株主は、大多数を現役の社員が占めており³⁹、これも社員の人事権を握る取締役会の支配下にあること、である。

以上のことから、同社の大株主は、役員・従業員組織ならびに個人のみである。なお、報告書によれば、同社の現役員各個人の持株総数は、229万株（保有割合9.16%）である。

（2）ブロック紙（中日・北海道・西日本）

① 中日新聞社

同社は報告書を提出していない。また『年鑑』でも、「払込資本金3億円 発行済み株式数600万株（株主数1165人） 発行可能株式総数2400万株」および「主要株主」として、「中日新聞持株会、中日新聞社互助会、大島宏彦、小山勇、篠田峰夫、加藤久昌」のみしか記載されていない。過去の日本新聞年鑑を調べても、大株主に関しては持株数は不明であるため、帝国データバンクのデータベースを用いて調べたところ、第1に3位の大株主として中日新聞社厚生会という組織の存在、第2に篠田峰夫・加藤久昌以外の持株数、この2点が明らかになった。その結果をまとめると下記のようになる。

【表6：中日新聞社の大株主（判明分のみ）】

³⁷ <http://www.nikkei.co.jp/topic/kenkai0804.html>

³⁸ インターネットのニュースサイトである「My News Japan」によれば、「共栄会の理事長は経理局長、常務理事は秘書室長である」という（<http://www.mynewsjapan.com/reports/33>）。

³⁹ 同社の株主数4341に対して、同社の従業員は単独で3590名（『年鑑』）、連結で7726名（『四季報』）である。

株主名	持株数(株)	発行済株式総数 に対する割合(%)
中日新聞持株会	503,000	8.38
中日新聞社互助会	360,000	6.00
中日新聞社厚生会	329,241	5.48
大島宏彦	286,250	4.77
小山勇	259,500	4.33
篠田峰夫	-	-
加藤久昌	-	-

※ 『年鑑』と帝国データバンクのデータベース(調査年月日:2007年8月)の記述をもとに筆者が作成。篠田峰夫・加藤久昌はデータベースに記述がなく、その持株数は不明である。

株主保有主体の状況については、株主数が1165で、大株主上位3者が役員・従業員組織であることと4位~7位が個人であることのみしか分からない。

大株主のプロフィールに関しては、持株会・互助会・厚生会は、いずれも社内の役員・従業員で組織する団体と考えられる。大島宏彦は取締役最高顧問であるとともに、同社の前身の一つである新愛知新聞社創業者・大島宇吉の曾孫、社主・一郎の孫である。また、小山勇は取締役顧問であるとともに、もう一つの前身である名古屋新聞社創業者・小山松壽の曾孫で、社主・龍三の孫であり、この2名はいずれも創業者の一族である。篠田峰夫は、同社の現在の役員にその名はなく、また過去の同社の役員にも同姓の者が存在しない。そこで、東京商工リサーチの経営者情報データベースで調べたところ、同姓同名の人物が、古紙卸売業である(株)エス・エヌ・テーの社長として見つかった。同社は、中日の本社に程近い所にあるとともに⁴⁰、同社のHPを見てみると、大正5年創業で現社長の峰夫は3代目、主要取引先の冒頭4社は「中日新聞社、中日新聞東海本社、中日岐阜オフセット(株)、中日高速オフセット印刷(株)」となっている⁴¹。また、帝国データバンクの中日の仕入先欄には同社の名前が記載されている。このことから、大株主の篠田峰夫は、正確な時期は不明ではあるが、古くから中日に新聞用紙を納入している主要取引先の会社の社長と推測される。最後の加藤久昌は、同社の東京本社販売局次長に同姓同名の人物が存在する。これも推測になるものの、この人物が、22年という長期間にわたって社長・会長を務めた巳一郎の親族で大株主であるのではなかろうか。ちなみに、巳一郎は、新愛知新聞の創業者である大島宇吉とは自由民権運動の同志で、新愛知創刊後は業務担当役員を務めた豊成の孫であり⁴²、また豊成は同紙が合資会社となった際に、出資もしている⁴³。このことか

⁴⁰ 中日の本社所在地は名古屋市中区三の丸1-6-1、エス・エヌ・テーの本社は同1-10-28で、両社の間は直線距離約150mほどである。

⁴¹ <http://www.s-n-t.co.jp>

⁴² 『中日新聞創業百年史』p.475

⁴³ 同書 p.49

ら、もし久昌が巳一郎の親族であるならば、大株主に名を連ねている可能性があると考えられるのである。

以上のことから、一部推測も含まれることを改めて断った上で、判明している同紙の大株主を区分すれば、(あ) 役員・従業員組織 (19.86%)、(い) 創業者・大島家の一族 (4.77%)、(う) 創業者・小山家の一族 (4.33%)、(え) 主要取引先、(お) 元役員の親族、となる。

② 北海道新聞社

同社も報告書を提出していない。また『年鑑』でも、「払込資本金3億4650万円 発行済み株式数693万株 (株主数280人) 発行する株式の総数1800万株」および「主要株主」として、「社員持株会166万9000株」のみしか記載されていない。したがって、同社の株式保有主体の状況は株主数が280であること以外は不明である。

大株主は、筆頭株主である社員持株会のほかに、前年度の『年鑑‘06-’07』によれば、王子製紙 (40万株)・道新サービスセンター (37万2000株)、北洋銀行 (30万株) である。さらに、中日と同じく、帝国データバンクの企業情報データベースを用いて調べたところ、このほかに道新会連合会 (30万株) も大株主の欄に記載されていた。

以上の結果を表にまとめると下記のようなになる。

【表7：北海道新聞社の大株主 (判明分のみ)】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数 に対する割合(%)
社員持株会	1,669,000	24.08
王子製紙	400,000	5.77
道新サービスセンター	372,000	5.37
北洋銀行	300,000	4.33
道新会連合会	300,000	4.33

※ 『年鑑』と帝国データバンクのデータベース (調査年月日：2007年11月) の記述をもとに筆者が作成。

大株主のプロフィールであるが、社員持株会については、説明は不要であろう。また、王子製紙は、帝国データバンクの同社データには仕入先に記載されており、主要取引先である。北洋銀行は、『年鑑』で主要取引銀行に記載されており、メインバンクである。一方、道新サービスセンターは広告業を主とする同社の関連会社⁴⁴で、道新会

⁴⁴ 詳しくはHP (<http://www.doshin-sc.co.jp/>) を参照のこと。

連合会は、同社販売店で組織する道内各地の道新会⁴⁵の連合団体である。

少ない判明分であるが、同社の大株主をグループに分けると、(あ)従業員組織(24.08%)、(い)関連団体(9.70%)、(う)主要取引先(5.77%)、(え)主要取引銀行(4.33%)、となる。

③ 西日本新聞社

ブロック紙では同社だけが報告書を提出しており、それによれば、同社の払込資本金は3億6000万円・発行済み株式数720万株・発行可能株式総数は1600万株で、同社の株主保有主体の内訳ならびに大株主の構成は下記の通りである。

【表8-1：西日本新聞社の株式保有主体】

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	1	25	9	224	—	—	1,135	1,394
所有株式数(株)	700	845,680	171,240	3,435,472	—	—	2,746,908	7,200,000
所有株式の割合(%)	0.01	11.75	2.38	47.71	—	—	38.15	100

【表8-2：西日本新聞社の大株主】

株主名	持株数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
電通	225,000	3.13
九州電力	222,000	3.08
新日本製鐵	222,000	3.08
日本製紙	200,000	2.78
西日本シティ銀行	181,000	2.51
西日本鉄道	162,000	2.25
テレビ西日本	150,000	2.08
福岡銀行	150,000	2.08
みずほ銀行	129,000	1.79
リコー	100,000	1.39

※ 2008年3月31日現在。「有価証券報告書第87期(2008.6.27提出)」をもとに筆者が作成。

同社の株式保有主体の特徴の第1は、全国紙・ブロック紙の中では唯一、政府及び地方公共団体が株主となっている点であり(具体名は不明)、この点に関する私見は毎

⁴⁵ たとえば、同紙HPによれば、道新会札幌八日会は「札幌、石狩、北広島の3市にある北海道新聞販売所89店で作る」(<http://www5.hokkaido-np.co.jp/movie-news/kiji.php?k=2007110901.html>)ものであり、また同紙販売店の一つである倉本道新販売店のHPには、「上川・留萌・宗谷・網走の各管内と北空知地区の北海道新聞販売所で構成している「旭川地方道新会」と記載されている。

日のところで述べたとおりである。第2に、「個人その他」以外の保有主体の絶対数が、259と全国紙・ブロック紙の中では最も多いことである（保有割合は、61.85%で2位）。

大株主のプロフィールであるが、筆頭株主の電通は周知のように新聞のみならずマスメディア全般に大きな影響力を有している日本最大の広告会社であり、帝国データバンクの同社データの得意先に記載されており、西日本にとっては主要取引先である⁴⁶。また、日本製紙も同データの仕入先に記載されており、同じく主要取引先である。西日本シティ銀行・福岡銀行・みずほ銀行は、いずれも『年鑑』の主要取引銀行に記載されており、メインバンクである。一方で、九州電力・新日本製鐵・西日本鉄道・リコーは、各社の事業内容からも、また同データの仕入先・得意先にも記載がないことから、主要取引先とは考えられない（この点に関する私見は、産経の部分で触れたとおりである）⁴⁷。したがって同社の大株主を区分すると、(あ) その他の法人（9.80%）、(い) 主要取引銀行（6.38%）、(う) 主要取引先（5.91%）、となる。なお、報告書によれば、同社の現役員各個人の持株総数は、11万2000株（保有割合1.56%）である。

（以下続く）

【引用・参考文献】

- 麻生祐司ほか「特集 新聞没落」『週刊ダイヤモンド』2007年9月22号
 新井直之「現代ジャーナリズムの「編集権・編成権」、高木教典ほか編『講座現代日本のマス・コミュニケーション 第四巻』青木書店、1973年
 新井直之『新聞戦後史』双柿舎、1979年
 内川芳美「新聞紙法改正の経過とその帰結」『東京大学新聞研究所紀要』13号、1961年
 岡田直之『マスコミ研究の視座と課題』東京大学出版会、1992年
 木野主計「新聞紙法成立過程の研究」『大倉山論集』37号、1995年
 佐藤毅「編集権の現代的問題」『新聞研究』1971年11月号
 佐藤英善「経営権と編集権——マス・コミ企業と労働者——」石村善治・奥平康弘編

⁴⁶ なお、西日本新聞が筆頭株主であるテレビ西日本の2位の株主は電通である。

⁴⁷ 九州電力と西日本鉄道は同紙の本社がある福岡の有力企業であり、新日本製鐵も同社の前身の一つである八幡製鉄（現同社八幡製鉄所）が同じく福岡の有力企業であったことから、いずれも同社の大株主となっていると思われる。またリコーは、会社そのものは福岡と特に密接な関係はないものの、同社の創業者である故・市村清が、同紙の販売エリアである佐賀の出身であることが大株主となっている一因と推測される。

- 『知る権利～マスコミと法～』有斐閣、1974年
- 佐野眞一『巨怪伝 正力松太郎と影武者たちの一世紀』文藝春秋、1994年
- 中川一徳『メディアの支配者』講談社、2005年
- S=J= balan・D=K=デビス、宮崎寿子監訳『マス・コミュニケーション理論 上・下』2007年、新曜社
- 広瀬英彦「編集権問題の現代的状況」、第八次新聞法制研究会編著『新聞の編集権——欧米と日本にみる構造と実態——』日本新聞協会、1986年
- 松沢弘『フジサンケイ帝国の内乱』社会評論社、2005年
- 村山富美編『幻の和解案 朝日紛争は終結していない』かもがわ出版、1996年
- 山田健太『法とジャーナリズム』学陽書房、2004年
- 六角弘・財界展望特集班「大株主調査で改めて分かった新聞社の危機」『財界展望』1999年4月号
- 渡辺武達『市民社会と情報変革』第三文明社、2001年
- James Curran, Michael Gurevitch (eds.); *Mass Media and Society 4th ed.*, Hodder Arnold, 2005

【参考資料】

- 『日本新聞年鑑』各年度版
- 『朝日新聞社史 資料編』
- 『「毎日」の3世紀 別巻』
- 『読売新聞百年史』
- 『読売新聞百二十年史』
- 『読売新聞発達史』
- 『中日新聞創業百年史』
- 『会社四季報 未上場会社版 2009年上期』

【参考データベース】

- 帝国データバンク企業情報
- 東京商工リサーチ企業情報
- 同経営者情報